

町民体育館使用料

(円)

区分	アリーナ (1時間)		軽スポーツ室 (1時間)
	全面	半面	
小中学生 及び高校生	500	250	200
大学生 及び一般	800	400	

※ 使用時間には数が生じた場合は1時間とする。

新得町武道館使用料

(円)

区分	武道場 (1時間)	
	全面	半面
小中学生 及び高校生	300	150
大学生 及び一般	500	250

サホロリバーサイド運動広場

パークゴルフ場使用料

(円)

区分		料金
1日券	一般	200
	団体(1人当たり)	100
シーズン券	一般	6,000
	町民で高齢者及び障がい者	5,000
貸用具(クラブ、ボール1組につき1日)		100

※ 高校生以下については、無料とする。

※ 団体とは、20人以上で利用する場合とする。

※ 高齢者は65歳以上、障がい者は障害者手帳所持者

新得運動公園

町営球場使用料

(円)

区分	料金 (1時間)
小中学生	500
高校生以上	700

多目的運動広場使用料

(円)

区分	料金 (1日)
競技会、展示会その他 これらに類する催し	1,000

スポーツ芝生広場及び陸上競技場使用料

(円)

区分	スポーツ芝生広場 (1時間)	陸上競技場(1時間)	
			照明設備使用の場合
幼児、小中学生の団体	500	1,000	1,500
高校生以上の団体	1,000	2,000	3,000
入場料を徴収する場合	3,000	6,000	9,000

※ 上記使用料金は、スポーツ芝生広場については一般コート1面当たりとし、陸上競技場についてはトラック及びインフィールドを含んだ全面とする。

町民体育館及び武道館使用料減免基準

号	事由	減免割合(%)
1	町又は、町教育委員会が主催する行事、活動に使用する場合	100
2	町内の小中学校及び高等学校が学校教育活動として使用する場合	100
3	町内の社会教育関係団体が社会教育活動に使用する場合	100
4	町内の町内会及び福祉関係団体が行事に使用する場合	100
5	町内の職域団体が職員の健康保持の行事に使用する場合	50
6	町外の小中学校及び高等学校が授業として使用する場合	50
7	その他、町教育委員会が適当と認めた場合	100以内

サホロリバーサイドパークゴルフ場使用料減免基準

号	事由	減免割合(%)
1	町又は、町教育委員会が主催する行事、活動に使用する場合	100
2	町内の幼稚園、保育所(園)、小中学校及び高等学校が学校教育活動等として使用する場合	100
3	町内の社会教育関係団体、町内会及び福祉関係団体が主催する行事に使用する場合年1回に限り	100
4	町外の幼稚園、保育所(園)、小中学校及び高等学校が学校教育活動等として使用する場合	50
5	その他、教育委員会が適当と認めた場合	100以内

スポーツ芝生広場及び陸上競技場使用料減免基準

号	事由	減免割合(%)
1	町又は、町教育委員会が主催する行事、活動に使用する場合	100
2	町内の幼稚園、保育所(園)、小中学校及び高等学校が学校教育活動等として使用する場合	100
3	町内の社会教育関係団体が社会教育活動に使用する場合	100
4	町内の町内会及び福祉関係団体が行事に使用する場合	100
5	町内の職域団体が職員の健康保持の行事に使用する場合	50
6	町外の幼稚園、保育所(園)、小中学校及び高等学校が学校教育活動等として使用する場合	50
7	その他、教育委員会が適当と認めた場合	100以内